

埼玉県文化財保存活用大綱作成有識者会議設置要綱

(趣旨)

第1条 埼玉県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は、本県における文化財の保存・活用に関する総合的な施策の方向性を示す、「埼玉県文化財保存活用大綱」を作成するに当たり、文化財の適切な継承や効果的な活用等について、多様な関係者の意見を聴取するため、埼玉県文化財保存活用大綱作成有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 有識者会議は、埼玉県の文化財の保存・活用に関する総合的な施策の方向性について、専門的見地から意見を述べる。

(構成)

第3条 有識者会議の委員（以下「委員」という。）は、別表のとおりとする。

2 委員の任期は、埼玉県文化財保存活用大綱の策定の日までとする。

(座長)

第4条 有識者会議に、座長を置く。

2 座長は、互選とする。

3 座長は、会務を総理し、有識者会議を代表する。

(会議)

第5条 有識者会議は、県教育委員会教育長が招集する。

2 有識者会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 座長は、会議の議長となる。

4 有識者会議は、公開とする。

(委員会の記録)

第6条 有識者会議は、次に掲げる事項を記載した記録を作成するものとする。

(1)会議の日時及び場所

(2)出席及び欠席した構成員の氏名

(3)検討の経過

(4)その他必要な事項

(事務)

第7条 有識者会議の事務は、埼玉県教育局市町村支援部文化資源課が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則 この要綱は、令和元年8月20日から施行する。